

(様式3) 情報提供用シート 釜石市

【反映区分】
 A：提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B：実現に努力しているもの
 C：当面は実現できないもの
 D：実現が極めて困難なもの
 S：反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	1 安全・安心なまちづくりの推進について	<p>広く沿岸部で甚大な被害をもたらした、令和元年台風第19号豪雨を受け、岩手県においては、危険箇所の早急な把握・抽出はもとより、治山事業、砂防事業の推進のほか、土砂災害警戒区域における急傾斜地崩壊対策事業の実施、さらには、国庫補助事業、緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債等を活用した二級河川における堆積土砂の排除、河川堤防の整備など、本市における安全安心な生活環境の構築にご尽力を頂いているところです。</p> <p>本市においては、地理的条件から多くの家屋はもとより、地震・津波・洪水等災害時の緊急避難場所・拠点避難所に指定されている市内小中学校への接続道路等においても、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等の範囲となっており、近年、災害が激甚化・頻発化する中、避難者や児童生徒の安全を確保するためにも可及的速やかな抜本的対策が必要となっている状況です。</p> <p>また、令和元年台風第19号に端を発して制度創設された、緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債が5箇年という時限的なものとなっており、河道確保や隘水防止等の洪水対策に係る継続的な事業推進に懸念も生じているところです。</p> <p>つきましては、本市の地理的条件上、河川氾濫や土砂災害の未然防止は市民の生命・財産の保護に直結することから、下記の事項について要望いたします。</p>	<p>1（急傾斜地崩壊対策） 急傾斜地崩壊対策事業のハード対策については、今年度、大渡(2)－3地区ほか2箇所で急傾斜地崩壊対策事業を進めているところです。(A) 急傾斜地内にある各種避難場所へのアクセスの確保に向けた事業化については、避難場所までの接続道路の管理者等の関係機関との調整や、被災履歴や避難所、防災拠点などの保全対象の重要性や緊急性を踏まえて重点化を図るなど県全体の整備状況を考慮しながら進めていきます。(C)</p> <p>2（河道掘削・河川改修） 河道掘削については、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など、優先度の高い箇所から順次進めており、今年度は、鶴住居川、長内川で堆積土砂や支障木の撤去を実施しているところです。 今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。(A) 未改修区間の堤防整備については、近年の洪水による家屋の浸水被害が発生した箇所や資産が集中している箇所などを優先的に進めることとしており、今年度は、鶴住居川（鶴住居地区）の築堤整備が9月に完了したところです。 また、甲子川甲子地区（不動橋上流）の事業用地の取得についても、引き続き取り組んでいきます。(A)</p> <p>3（砂防） 令和元年台風第19号災害で土砂災害が発生した箇所における砂防事業のハード対策については、</p>	沿岸広域振興局	土木部、農林部	A：4、 C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>1 既存の急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、急傾斜地内にある各種避難場所への確実なアクセス確保に向けた事業化を検討すること。</p> <p>2 市内二級河川の河道掘削を推進すること。また、河川堤防未改修区間における堤防整備を推進すること。</p> <p>3 令和元年台風第19号の検証において、緊急性が認められた箇所における治山事業、砂防事業を推進すること。</p>	<p>残っていた尾崎の沢(9)と佐須の沢(3)下流の2箇所も7月末に完成しました。</p> <p>また通常砂防事業で進めている天神の沢(3)地区ほか3箇所のうち、天神の沢(3)は6月末に完成し、引続き残りの砂防堰堤の整備に取り組んでいきます。(A)</p> <p>3 (治山)</p> <p>治山事業では、令和元年台風19号で被災した箇所について、地域の実情を踏まえ、人家や重要な公共施設などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施してきたところです。</p> <p>令和6年度は、本郷地区で土砂流出対策を実施しており、令和7年度に完了する予定です。</p> <p>今後も、山地に起因する災害から地域住民の生命・財産を守るため、事業採択要件や現地の状況、緊急性等を考慮しながら、治山事業を推進していきます。(A)</p>			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	2 地域を支える社会資本の整備促進について	<p>当市では、安全で安心なまちづくりの推進に向けて、道路・橋梁等をはじめとした社会資本の整備に取り組んでまいりました。</p> <p>道路は、市民生活や社会・経済活動を支える最も身近な社会資本であり、交通の円滑化による地域間の交流・連携の活発化、緊急輸送、救急医療、渋滞の緩和などの面においても道路整備を引き続き、計画的かつ着実に進めることが望まれております。</p> <p>つきましては、市民生活のさらなる利便性向上のため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>1 主要地方道釜石遠野線の改良整備を促進すること。</p> <p>2 国道283号（釜石駅前～五の橋間）整備事業を促進すること。</p> <p>3 市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備を促進すること。</p>	<p>1 主要地方道釜石遠野線については、令和2年度に「中村～青ノ木工区」として事業化し、令和6年度は、中村地区と青ノ木地区の工事を進めてきたところです。今後も地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。</p> <p>また、笛吹峠付近については、すれ違いが困難な状況を緩和し、安全に通行できるよう、平成29年度に「笛吹峠工区」として事業化し、局部的な拡幅やカーブの緩和、待避所等の整備を推進し、釜石側については令和2年度に、遠野側については令和6年9月にそれぞれ完成したところです。（A）</p> <p>その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p> <p>2 一般国道283号の釜石駅前から五の橋間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や沿道状況、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p> <p>3 県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。要望の路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークのあり方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	A：1、 C：3

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	3 岩手 県立釜石 病院の早 期建替え と医療提 供体制の 充実につ いて	<p>岩手県立釜石病院は、当市を含む二次医療圏で唯一の急性期病院として、高度・特殊医療の提供、24時間体制での救急医療の実施など多様な医療ニーズに対応しており、災害拠点病院、中核医療機関としての機能の維持はもちろんのこと、更なる機能の強化は、健康と安心を確保するうえでの住民の切なる願いです。</p> <p>現在の病院施設は昭和52年12月の移転新築から46年が経過し、平成24年1月の耐震改修からは12年が経過していることから、施設のみならず各種設備の老朽化が進行しているなど、病院施設の早急な建替えが必要であるものと認識しております。</p> <p>一方、岩手県は医師不足が慢性化し、県内の二次医療圏ごとの拠点・中核病院間においても医師の偏在が著しい状況にある中、釜石保健医療圏は医師の偏在指標が県内で最下位となっています。近年は、市町村医師養成事業の成果も見られますが、義務履行期間を終えた医師が、引き続き県立釜石病院に定着するような状況には至っておりません。</p> <p>このような状況を踏まえれば、施設等の老朽化に伴う建替えのみならず、常勤医師を安定的に確保するため、急性期医療を学ぶための最先端の医療提供体制と、時代とともに進化しているAIや医療DXなどの最新技術を取り込んだ医師にとっても魅力ある病院施設とすることも重要であると考えます。建替えを機に、医療提供体制の充実に向けた機能強化が図られることで、釜石保健医療圏の医師の偏在指標の底上げと、診療体制の充実につながる起爆剤となることも期待しているところです。</p>	<p>1 今般策定した岩手県立病院等の経営計画(2025-2030)(素案)においては、釜石病院について計画期間中の建替に着手することとしました。(A)</p> <p>2 県立病院ではこれまで、電子カルテをはじめ、AI問診システムやオンライン診療機能などを導入し、医療DXに取り組んできました。今後もCT画像や心電図データの共有等を活用した、高度かつ迅速な画像診断等の診療支援環境の構築など、引き続き計画的にデジタル技術の活用に取り組み、患者サービスの向上に加え、医師等の職員にとっても魅力ある環境となるよう取り組んでいきます。(B)</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、釜石病院においては新興感染症の発生に備えて、令和6年3月に県(保健福祉部)との間で病床確保等に関する協定を締結しています。現時点では、感染症病床の設置について予定はありませんが、新興感染症発生時には協定に基づき、まん延時に釜石病院においても病床を確保し、入院患者を受け入れることとしています。(A)</p>	沿岸広 域振興 局	経営企 画部	A：2、 B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>つきましては、病院の機能強化と充実は地域住民の願いであることから、下記の事項について要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岩手県立釜石病院の建替えについて、岩手県立病院等の経営計画に明示すること。 2 常勤医師の定着に資するようなA Iや医療D Xなどを含めた最先端の医療提供体制の充実と機能強化を図り、もって、医師の充足率向上と診療体制の充実を視野に入れたものとする。 3 新型コロナウイルス感染症を教訓として、感染症病床、または転用しやすいスペースの確保の必要性を十分に考慮すること。 				

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	4 リハビリテーションセンターのサテライト施設の整備について	<p>釜石、宮古、及び気仙地域の保健医療圏は、県沿岸部に位置し、高齢者人口の割合が高いなど、交通事故等によるケガや病後に遺った運動機能障害をはじめ、これが引き起す様々な課題に対応するためのリハビリテーションを専門とした病院機能が脆弱な状況となっております。このようなことから専門的な診療が必要となる場合については、雫石町にある「いわてリハビリテーションセンター」での診療を受けなければならない、県沿岸部である釜石、宮古、気仙地域の三つの保健医療圏からの「いわてリハビリテーションセンター」への入院患者は全体の2割を超えています。</p> <p>また、県沿岸部から「いわてリハビリテーションセンター」への移動に係る所要時間は約1時間40分、平均距離は約120kmと遠距離となるため、通院に係る経済的、身体的な負担が憂慮されているところです。</p> <p>当市は、宮古市から陸前高田市までの沿岸地域の中心に位置し、三陸縦貫自動車道の結節点ともなっており、交通の要所としても重要な位置付けとなっております。</p> <p>このようなことから、当市にリハビリテーションセンターのサテライト施設が整備された場合、当市のみならず三つの保健医療圏からの移動は1時間程度短縮されるほか、経済的、身体的な負担軽減に寄与します。</p> <p>つきましては、県沿岸部住民のリハビリテーションに係る負担軽減、他の医療圏との均衡を図るため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>1 リハビリテーションセンターのサテライト施設整備計画を速やかに示すこと。</p>	<p>県では、リハビリテーション医療の中核施設として、いわてリハビリテーションセンターを設置し、地域の医療機関や施設との連携により、県内のリハビリテーション医療の充実に取り組んでいるところです。</p> <p>また、リハビリテーションセンターのいわゆるサテライト施設の整備については、「岩手県リハビリテーション協議会」等の場において、本県のリハビリテーション医療に係る現状・課題を分析の上、県立病院を始めとして県内の医療機関や関係団体と連携しながら、検討を進めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B:1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>2 他の医療圏との均衡を図り、県沿岸部の三つの保健医療圏の住民の通院に係る負担を軽減するため、当市に「いわてリハビリテーションセンター」のサテライト施設を整備すること。</p>				

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	5 釜石保健医療圏における普通分娩の確保と妊産婦支援の充実について	<p>県立釜石病院は、地域周産期母子医療センターである県立大船渡病院の協力病院という位置付けで、院内助産と正常分娩に対応しておりましたが、令和3年10月より、派遣元である大学の小児科医師の減少により、新生児の入院に対応する医師の派遣が困難となること、また、24時間体制で対応しなければならない産婦人科応援医師の働き方への配慮などから、分娩の取り扱いが休止となりました。</p> <p>さらに、令和6年1月30日からは、県立大船渡病院の産婦人科医師の人員体制が整わないため、県立釜石病院においては、婦人科の新規外来、産科の妊婦健診への対応ができない状況が続いております。</p> <p>安心して子どもを産み育てられる地域の条件として、医療が充実していることや教育環境が整っていることは絶対条件であり、生活している保健医療圏の中で分娩が出来ないことは、さらなる人口減少と少子化を招きます。</p> <p>民間病院では対応出来ない部分にこそ、県立病院としての役割があると考えられ、分娩出来ない状況は、速やかに改善する必要があります。</p> <p>また、妊婦健診や出産のため、県立大船渡病院に通院しなければならない方からは、通院に伴う負担や陣痛時における移動など、多くの不安の声が寄せられております。</p> <p>つきましては、地域の妊産婦が安心して出産できる医療を確保するため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>1 釜石保健医療圏における普通分娩を確保するため、県立釜石病院での普通分娩を再開するこ</p>	<p>1 昨今の出産の高齢化に伴うハイリスク症例への対応や救急搬送体制の強化など、周産期医療を取り巻く環境が変化する中、医師の時間外労働の上限規制への対応等に適切に対応していくためには、今後の産科体制は、複数の医師配置が必要と考えています。</p> <p>現在、医師の派遣元である大学医局においても産婦人科医数が不足しており、気仙・釜石周産期医療圏の地域周産期母子医療センターである大船渡病院でも、令和6年6月現在で産婦人科常勤医5名(休暇1名含)の配置にとどまっている現状です。</p> <p>気仙・釜石周産期医療圏においては分娩数が年々減少傾向にある中、大船渡病院と釜石病院両院において分娩を取扱う体制を確保維持することは極めて難しく、気仙・釜石周産期医療圏では、大船渡病院において周産期医療の提供を行っていくこととしています。(D)</p> <p>2 釜石病院の婦人科外来及び妊産婦健診については、派遣元の大船渡病院の診療体制の縮小により、令和6年1月末から当面、一部を制限しているところ。県としては引き続き、関係大学への派遣要請や奨学金養成医師の配置による産婦人科医の確保に努めていきます。(B)</p> <p>3 釜石病院では、妊産婦の支援を図るため、モバイル型妊婦胎児遠隔モニターの配備による救急搬送体制の強化や釜石・大船渡病院の電子カルテの一元化による診療体制整備の取組のほか、大船渡病院における施設見学の受入、釜石病院における産後ケアの提供等に継続して行ってい</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、経営企画部	B：3、 D：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>と。</p> <p>2 県立釜石病院での婦人科の新規外来、産科の妊婦健診への対応を再開すること。</p> <p>3 普通分娩が再開されるまでの間、妊産婦が安心して出産できるよう県立釜石病院におけるオンラインでの妊婦健診の実施、産後ケアの充実、妊婦健診及び分娩時における県立大船渡病院までの移動への支援など妊産婦への支援を充実すること。</p>	<p>るところです。オンラインによる妊産婦検診については、必要な人員確保等に課題があるところですが、引き続き研究していきます。（B）</p> <p>また、本県の周産期医療圏は広域であり、妊産婦の通院に係る負担の軽減が大きな課題となっています。</p> <p>このことから、県としては特に負担が大きいハイリスク妊産婦の移動や宿泊に係る負担を軽減するため、令和2年度から、ハイリスク妊産婦が健診又は分娩のために周産期母子医療センターへ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費を市町村と連携して支援する事業を行ってきました。</p> <p>本事業開始後も分娩取扱医療機関は減少しており、通院に係る負担はリスクの有無に関わらず増大していると考えられることから、令和5年度に事業を拡充し、ハイリスクではない妊産婦も支援の対象としたところです。</p> <p>加えて、釜石病院を始め県立病院等に整備したモバイル型妊婦胎児監視モニターの活用による救急搬送体制の強化などに取り組んでいるほか、産後ケアについては、令和4年度から、市町村が産後ケア利用者が負担する利用料を無償化した場合、その経費について市町村に補助を行い、利用者の経済的負担の軽減に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、安心して妊娠・出産ができる周産期医療体制の充実に努めていきます。（B）</p>			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	6 東日本大震災に係る災害援護資金制度の見直しについて	<p>災害援護資金は、災害弔慰金法に基づき、被災世帯の生活再建を目的に最大 350 万円を低金利で貸し付ける制度で、原資は国が3分の2、県が3分の1を負担し、市が被災者への貸し付けと回収業務を行っているところです。</p> <p>貸付金の償還については、岩手県を通じ国にも返還することになりますが、東日本大震災の特例により令和7年度から順次、償還期限が到来し、被災者から償還されていない貸付相当額については、市が立て替えて国県へ償還することとなっております。</p> <p>国県への償還期限が迫る中で、震災から相当の期間が経過した現在においても、多重債務や高齢化によって生活困窮から抜け出せない方が相当数いらっしゃるほか、昨今の新型コロナウイルス感染症流行の影響も相まって、当初の約定どおりの償還が困難になる事例が急増しています。</p> <p>当市としては、借受人個々の事情に応じ適正な債権管理に鋭意務めてまいりましたが、国県に対する償還期間の延長がなされない場合、借受人からの多額の未償還分を立て替えて一括して国県へ支払わなければならない、当市の財政運営に著しい支障が生じる恐れがあります。</p> <p>つきましては、災害援護資金の償還について、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 償還期限を迎えても、なお未回収となる災害援護資金の償還について、国県に対する償還期間が延長されるよう、被災自治体の意向を取りまとめ国に対して強く働きかけること。 2 市が借受人から償還を受けた金額を国県に償還する制度に改め、借受人の未償還分が市の負担とならないよう国に対して働きかけること。 	<p>県では、償還が始まった平成29年度以降、債権管理に係るマニュアルの作成・配布や市町村担当者等会議を開催し、債権管理に係る先進地の取組事例の紹介などにより、市町村の適正な債権管理の取組を支援してきたところです。</p> <p>償還期限の延長については、阪神・淡路大震災の例に準じ、所要の法令の改正等を行い、国庫貸付金の償還期限が延長されるよう要望しているところです。(B)</p> <p>また、償還免除の要件については、国から具体的な基準や取扱い事例が示されていないため、償還の猶予や免除などの運用基準や具体的な取組事例を示すなど、円滑な債権管理事務に向けた支援を要望しているところであり、今後も北海道東北地方知事会を通じて必要な要望をしていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	7 地域公共交通の中核となる路線バスへの支援について	<p>東日本大震災後の人口減少により、公共交通を必要とする交通弱者の居住地域は点在化してきていることに加え、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響による公共交通利用者の減少や、昨今の燃料費高騰の影響もあり、路線バスの維持が難しい状況となっております。</p> <p>地方においては、採算の取れない路線は廃止されるなど、市町村が主体となって地域公共交通を維持せざるを得ない状況であり、当市においても、その財政負担が大きな問題となっております。</p> <p>当市では、住民の移動手段を確保するため、委託運営するコミュニティバス等を運行し、バス事業者が休廃止した路線を存続しておりますが、令和2年度をもって被災地特例（特定被災地域公共交通調査事業）が終了したことから、地域公共交通を維持確保する上で負担が増大しております。</p> <p>つきましては、市民生活に欠かすことのできない地域公共交通の維持確保のため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>1 交通事業の継続性を高めるために不可欠な、公共交通事業者の実情に見合った減収分に対する十分な支援策や、バス等交通事業者への乗務員確保に対する支援制度の充実を国に対し強く働きかけること。</p> <p>2 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）における補助上限額の拡大を図るとともに、既存路線も対象にするなど新規性要件を緩和するよう国に対し強く働きかけること。</p>	<p>県では、本年6月7日に行った令和7年度政府予算提言・要望等において、国に対し、</p> <p>1 新型コロナの影響の長期化や燃料費の高騰等により、経営に大きな影響が生じている公共交通事業者等が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じることや、地域公共交通の維持に不可欠なバス運転士の採用や定着が図られるよう支援策を講じること、(B)</p> <p>2 地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大を図るとともに、既存路線や実証運行も対象とすること (B)</p> <p>などを要望したところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行ってまいります。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	8 釜石港の国際貿易拠点化に向けた着実な整備促進及び機能強化について	<p>釜石港では、東日本大震災以降、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設を契機にコンテナ取扱量が堅調に推移しております。平成29年9月からは県下初となるガントリークレーンが供用開始となり、物流機能が飛躍的に向上したほか、同年11月からは外貿コンテナ定期航路が開設されました。そのうえ、令和6年6月には、釜石港にとって3便目となる新たな国際フィーダーコンテナ定期航路が開設されるなど、貿易の選択肢が広がりを見せております。</p> <p>また、湾口防波堤の復旧完了による湾内静穏度向上を通じた港湾荷役作業の安全性確保や効率化が図られたほか、県内港湾で唯一となる動物検疫港に指定されたことで取扱品目が拡充するなど、釜石港の利便性は一層向上しております。</p> <p>さらには、東北横断自動車道釜石秋田線及び三陸沿岸道路の全線開通によりアクセス性が向上し、加えて、物流の2024年問題の影響に伴い、県内企業の輸送を中心に、釜石港の利用が急速に進展していくものと思料され、岩手県全体の経済を牽引する重要な物流拠点として、今後更なる利用拡大が確実視されております。</p> <p>しかし、釜石港の国際貿易拠点化が着実に進展している一方、公共ふ頭の脆弱性が顕在化しており、釜石港復興のシンボルと位置付けている完成自動車物流の再開や、大型化するRORO船等の新たな寄港ニーズ、脱炭素化に対応していくためには、公共ふ頭の用地や大型岸壁の整備が喫緊かつ重要な課題となっております。</p> <p>併せて、港湾が創出する利便性、経済波及効果は、岩手県全土においてその恩恵が享受される一方で、県内港湾の利用促進に向けた取り組みやイ</p>	<p>1 釜石港においては、これまで、ガントリークレーンやリーファーコンテナ電源等の整備を行ってきたほか、定期コンテナ航路の開設、三陸沿岸道路を含めた道路ネットワークの構築により、港湾の利便性が向上しており、現在、県では集貨拡大に向けたポートセールスに取り組んでおります。</p> <p>このような中、新たなふ頭用地の造成に伴う岸壁拡張は、将来的な貨物の増加について確度が高まり、その必要性が見込まれる際に検討する必要があると考えています。</p> <p>県としては、引き続き、港湾を取り巻く環境の変化を的確に把握しつつ、釜石市と連携して集貨拡大に向けたポートセールスを行うとともに、港湾施設の利用状況、取扱貨物量の推移や将来の見込み、企業立地の動向等を見極めながら、適切に対応してまいります。(C)</p> <p>2 県では、完成自動車物流の再開に向け、貴市と連携し、釜石港の現地視察や試験輸送の提案など、トヨタ自動車(株)への働きかけを行ってきたところです。</p> <p>引き続き、同社の動向を注視しながら、貴市と連携した取組を進めていきます。(A)</p> <p>3 県では、インセンティブ施策の展開について、コンテナヤードやガントリークレーンの使用料を低廉に設定しているところです。</p> <p>さらなるインセンティブ施策については、船舶や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収の増加が十分かつ確実に見込まれる内容</p>	沿岸広域振興局	県土整備部、 商工労働観光部	A：1、 B：2、 C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>ンセンティブ施策は各港湾所在市において展開してきたところです。 つきましては、更なる港勢発展のため、下記の事項について要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重要港湾「釜石港」須賀地区のふ頭用地造成及び大型岸壁整備の事業化を行うこと。 2 完成自動車物流の再開支援を実施すること。 3 港湾管理者による、国際コンテナ定期航路の維持・拡大のためのインセンティブ施策を創設すること。 4 釜石港脱炭素化推進計画を策定し、その取り組みを推進すること。 	<p>とし、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や、県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。（B）</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 県では、令和5年2月14日に釜石港脱炭素化推進協議会を設立し、釜石港脱炭素化推進計画について令和6年度中の策定を目指しています。 計画策定後は、同計画に基づいて各関係者がそれぞれの取組を進めていくとともに、協議会を継続し、定期的に計画の見直しを行っていきます。（B） 			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	9 新市 庁舎建設 に伴う信号機及び 横断歩道の設置に ついて	<p>釜石市役所の新市庁舎は天神町（旧釜石市立釜石小学校跡地）を建設予定地とし、令和7年度の竣工に向けて令和5年12月に着工しましたが、着工前には周辺環境の整備として老朽化した歩道橋を撤去し、交差点の位置や道路線形、拡幅について改良工事を行ったところです。</p> <p>庁舎建設予定地の周辺は、住宅地であるほか、認定こども園や集合型公営住宅があることに加え、新市庁舎は現在の9つの庁舎を集約して開庁することから、人と車両の往来がより一層多くなることが容易に予想されます。また、周辺町内会及び市議会議員や市民で構成される外部委員会からも、周辺の安全確保について提言がなされています。</p> <p>よって、新市庁舎建設に伴う来庁者及び近隣住民らの安全確保のため、以下のとおり要望します。</p> <p>なお、本件については予めから要望しておりますが、開庁後の交通量を確認した上で設置の可否を判断するというご回答であることから、必要性について再度ご検討いただくよう引き続き要望いたします。</p> <p>1 新市庁舎の開庁時まで、市道只越天神町線から建設地への連絡交差点への信号機及び横断歩道を設置すること。</p>	<p>信号機及び横断歩道の設置については、地域住民等からの要望、意見を踏まえ、自動車等の交通流量、歩行者の横断需要、周辺施設の状況等から総合的に設置の必要性を検討した上で、整備を行っていきます。（C）</p>	沿岸広 域振興 局	経営企 画部	C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	10 持続 的操業可 能な水産 業につい て	<p>近年、海洋環境の変化等による秋サケやサンマなどの主要魚種の不漁の影響をはじめ、新型コロナウイルス感染拡大による水産物需給の変化、世界情勢を背景とした原油価格等の高騰など、水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増している状況です。</p> <p>このような中、当市では、地域水産業の中核的機能を担う漁業協同組合や魚市場の経営改善に努めながら、計画的な生産による水産業振興を図るため、魚類養殖事業に取り組んでおります。</p> <p>しかし、魚類養殖は初期投資に多額の費用を要し参入障壁が高いほか、経費の大部分を占める養殖飼料代が高騰しており、事業存続が危ぶまれる状況です。</p> <p>加えて、養殖用種苗の生産や中間育成の体制は構築されておらず、安定的な生産サイクル・技術の確立が求められております。</p> <p>他方、国は、令和3年4月にALPS処理水を海洋放出により処分する方針を決定し、去る令和5年8月24日に海洋放出を開始しました。</p> <p>処理水の海洋放出は、地域経済を支える水産業が今後も持続可能な産業として事業継続するにあたって風評被害が生じるなど、影響は甚大であると危惧されます。</p> <p>つきましては、水産業の持続的発展を図るため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>1 漁業者や魚市場など水産関係事業者が将来に向け安心して事業継続できるよう、国において措置した「水産業を守る政策パッケージ」の対象に、魚市場、漁業協同組合の経営基盤や組織体制の強化に向けた取組みに対する支援を追加し、</p>	<p>1 県では、ALPS処理水の海洋放出を受け、水産加工品の取引縮小・停止等の影響が生じているほか、アワビやナマコの価格低下が生じていることから、国が責任を持って取り組むよう、国の「水産業を守る」政策パッケージに基づく支援について、現場の実態に即した迅速かつ柔軟な運用を行うよう国に要望しているところです。（B）</p> <p>2 主要魚種の複数年にわたる不漁により、漁業協同組合の財務状況が極めて厳しい状況となっていることから、漁協が、将来にわたり地域水産業の中核的機能を担っていくため、「漁協経営基盤強化対策支援事業」の継続とともに、事業統合や合併に取り組む漁協への利子助成等の実質無利子化を図るほか、国が所管する融資制度の拡充を国に要望しています。（B）</p> <p>3 サケ・マス類の海面養殖に必要となる共同利用施設の整備や、飼料費を含めた養殖に要する経費について、国の補助事業の対象とされており、県では、海面養殖の経営安定に向け、こうした国事業の活用を推進しています。</p> <p>また、県では、安定的な生産サイクル・技術の確立のため、内水面養殖業者と連携した種苗の安定供給体制の構築や、県産オリジナル種苗の開発、さらには、サケふ化場の有効活用による種苗生産などを進めており、引き続き、関係団体と連携しながら、サケ・マス類の海面養殖の経営安定が図られるよう、取り組んでいきます。（B）</p> <p>4 国際的な資源回復の取組が進められているク</p>	沿岸広 域振興 局	水産部	B：4

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>対策及び財政支援を講ずるよう国に働きかけること。</p> <p>2 不漁下においても、漁業協同組合や魚市場が経営を維持できるよう、漁業協同組合等が行う経営基盤や組織体制の強化に関する取組みに対し、財政支援を講ずること。</p> <p>3 計画的で安定的な生産が期待できる魚類養殖事業の施設・設備導入及び飼料代等への財政支援を行うこと。</p> <p>4 クロマグロの放流数を含む漁獲実績数量等に基づき、漁獲可能量（TAC）制度における知事管理量の拡大に向け、引き続き国に働きかけること。</p>	<p>ロマグロについては、国が毎年度、各都道府県に対し、小型魚と大型魚に分けて、漁獲可能量を配分することになっています。</p> <p>県では、海洋環境の変化等により、本県沿岸にくろまぐろ（大型魚）の来遊が増加し、漁獲量が増大していることから、国際会議において増枠に向けた働きかけを行うとともに、漁獲可能量の配分方法の見直しにより、本県への配分を拡大するよう、引き続き国に要望しているところです。（B）</p>			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	11 小中学校教職員の負担軽減について	<p>当市においては、令和5年度から「釜石市立学校における教職員働き方改革プラン」をもとに、教職員の在校時間外勤務時間を把握し、教職員が過度な労働時間による体調不良、精神疾患にならないよう、また、教職員の長期欠勤につながらないよう、教職員が万全な体調で職務に当たることができる環境づくりに努めております。</p> <p>しかし、教職員の中にはゆとりがなく、悩みを相談し合う時間もなく、一人で悩みを抱え、病気休暇を申請する教職員が複数名いる状況です。</p> <p>また、長期休暇を取得する教職員の補充が配置できていない状況が、教職員のさらなる業務過多につながり負担が増している状況です。</p> <p>さらに、東日本大震災以降、沿岸部小中学校には加配による教職員定数増の支援をいただいているところではありますが、震災から13年が経過し、加配の数も年々減少しております。現行の加配は、小規模校に配置できる加配が少ないことや、加配の種類によって、常勤、非常勤、所定教科の免許状所有等任用条件が定められており、講師はいるのに、その条件に合わないため任用を見合わせる状況もあります。</p> <p>つきましては、教職員の負担軽減のため、下記の事項について要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病気休暇、産前産後・育児休暇へ対応する補充講師を確実に配置すること。 2 常勤講師・非常勤講師の柔軟な任用及び加配配置条件の緩和と加配数の増加を図ること。 3 全ての教育事務所管内へスクールロイヤーを配置すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 病気休職者、産前産後休暇・育児休業者の補充については講師等の配置に努めており、昨年度から1学期中に産休取得が見込まれる教員に対し4月当初から補充できるよう取り組んでおります。 今後市町村教育委員会と連携しながら、情報収集を行い、補充講師等の適時適切な配置に努めていきます。(B) 2 国からの加配定数は特定の目的のために予算上措置されているものであり、そのため配置に係る条件等が示されているとともに、目的外の活用とならないようにすることが求められております。 教職員の負担軽減のため、市町村の要望を踏まえながら地域の実情に合わせた柔軟な任用や加配配置基準の緩和について国への要望を検討するとともに、国に対し加配定数の拡充について要望してまいります。(B) 3 スクールロイヤー法務相談制度につきましては、令和6年度から小中学校、義務教育学校を含む県内の全公立学校を対象として運用を開始し、6月末時点で3件の法務相談を実施したところです。 今後の相談件数の推移や、相談内容等を踏まえながら、必要に応じて、今後の相談体制等を検討して参ります。 また、引き続き、研修や会議など、あらゆる機会を通じて、スクールロイヤー法務相談制度が積極的に利用いただけるよう周知を図ってまいります。(C) 	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2、 C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	12 津波 防災対策 の充実強 化につい て	<p>令和2年9月に国が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルにおける浸水想定、並びに令和4年3月に岩手県から過去の巨大地震津波を重ね合わせた最大クラスの津波浸水想定が公表されたことから、当市では、市民への説明会の実施に加え、地域と連携して避難場所の見直しや避難経路の確認、自主防災組織の育成・強化、避難所開設訓練の実施など各種取組を進めております。</p> <p>国と県が公表した浸水想定は東日本大震災より市内陸部に拡大し、避難を軸とした防災体制をさらに強化する必要がある、ソフト事業への補助を必要としております。</p> <p>また、津波浸水想定が広範囲に渡るとともに、浸水深が相当深いことから、津波避難ビルの指定ができない状況にあり、復興住宅の8階に住む高齢者等が高台の避難場所に避難する必要があるため、非効率的な避難行動となります。</p> <p>浸水想定が津波が想定のものであるのに対し、津波避難ビル（指定緊急避難場所）の指定では具体的な計算が求められるなど、想定と現実が混在し、市民への説明にも苦慮する現状にあり、津波想定に具体性を持たせる必要があると感じております。</p> <p>つきましては、三陸沿岸各自治体が効果的・効率的な「津波避難対策緊急事業計画」を策定できるよう下記の事項について要望いたします。</p> <p>1 自助・共助・公助の取組を総動員し、誰一人として犠牲にならない「津波避難対策緊急事業計画」が策定できるよう早急に特措法に係る事業メニューを構築するとともに、ハード整備事業だけでなく、自主防災組織の育成や市民啓発</p>	<p>日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策については、津波浸水想定や積雪寒冷を考慮した津波避難施設や避難路の整備、避難所における防寒対策など、ハード・ソフト両面にわたる取組を進めていくことが重要です。</p> <p>県では、令和5年度に「岩手県地震・津波対策緊急強化事業費補助金」を創設し、津波避難ビルの指定に係る耐浪計算や自主防災組織の活動の活性化など、沿岸市町村が実施する津波被害による犠牲者ゼロを目指した新たな防災対策を支援しています。</p> <p>また、令和6年度には、当該補助金の補助対象に「自動車避難シミュレーション」を追加したところです。</p> <p>さらに、沿岸市町村が津波対策をより一層推進していくためには、国による支援が重要と考えており、国に対し、関係道県と連携しながら、既存交付金の拡充や新たな財政支援制度の創設などを要望していくほか、津波避難ビルの指定に係る課題等について、令和5年11月に設置した「巨大地震・津波対策連絡会議」において、県が実施した試行データの共有等を行っており、引き続き、市町村等による地域の実情に応じた津波避難対策が着実に実施されるよう取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広 域振興 局	経営企 画部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>事業、防寒対策等ソフト事業を組み入れた幅広い事業メニューを導入すること。</p> <p>2 三陸沿岸各自治体が同一条件で津波避難ビル指定がなされるよう、指定に向けた構造計算に係る適正な手順を示すとともに、財政的・人的支援を行うこと。</p>				

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 8月30日 (金)	13 子育て支援制度（子ども医療費助成制度等）の拡充について	<p>進行する人口減少は我が国の喫緊の課題であり、国・県において子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のために様々な施策が推進されております。</p> <p>令和5年4月には、「こども家庭庁」が新たに創設され、全国どこにいても安全で安心して妊娠・出産することができ、子どもが心身とも健康で育つことができる医療環境を整備するための総合的な取組を推進することとされております。</p> <p>しかし、子ども医療費助成制度の拡充や、幼児教育・保育の無償化の対象外である副食費の軽減措置等を多くの自治体が独自で実施するなど、当市を始め多くの自治体において、国・県の子育て支援策を補完し、子育て世帯の更なる経済的負担の軽減へ向けた支援を行っている状況となっております。</p> <p>つきましては、岩手県内の多くの自治体で実施している下記事項について、県の制度を拡充し、子育ての負担感を社会全体で軽減するとともに、将来を担う子どもたちが居住地や世帯収入に左右されることなく画一的な恩恵を受けられる環境を実現するよう要望いたします。</p> <p>1 医療費助成制度対象外となっている小学生の外来診療、中学生・高校生の外来・入院診療を補助対象として拡充すること。また、拡充後の子ども医療費助成及び妊産婦医療費助成制度において、受給者の応能応益に従属する受給要件（所得制限や課税・非課税により生じる自己負担額）を撤廃し、完全無償化とすること。</p> <p>2 幼児教育・保育の無償化の対象外となってい</p>	<p>1 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施しています。</p> <p>また、本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、県及び全国知事会において、全国一律の制度を創設するよう国に対し要望してきたところです。</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。（C）</p> <p>2 幼児教育・保育の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、引き続き国に要望してまいります。（B）</p> <p>3 子どもの均等割保険税軽減措置等については、個々の市町村が財源負担を行いながら導入するものではなく、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても、同等な水準で子育て世代の負担解消が行われるべきと考えていることから、県及び全国知事会から国に対し、子どもに係る均等割の軽減措置の対象拡大</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A：1、 B：1、 C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>る 0 歳～2 歳までのすべての児童の幼児教育・保育の完全無償化を国に働きかけるとともに、第 2 子以降の保育料の県負担割合の嵩上げを行うこと。</p> <p>3 子どもに係る国民健康保険税の均等割額の減税措置について、さらなる子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充するよう国に働きかけること。</p>	<p>を要望しているところであり、今後も国に対し粘り強く働きかけていきます。(A)</p>			